

別記様式第1号(第四関係)

# 美浜地区活性化計画

福井県(代表)・美浜町

(令和2年2月)  
令和3年6月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 美浜地区活性化計画

都道府県名 福井県

市町村名 美浜町

地区名(※1) 美浜地区

計画期間(※2)

令和2年度～令和5年度

## 目標:(※3)

農業研修生を受け入れ可能な農業研修センターを新設し、新規就農者の育成を図る。なお、育成に当たっては、知識習得(技術力・経営力・販売力)が養えるようカリキュラムを組み、福井県(ふくい園芸カレッジ)、美浜町農業サポートセンター、敦賀美方農業協同組合等と連携を図るとともに、外部講師等による指導を行う。また、地域(集落・担い手)とのコミュニケーション研修も実施することで、普段の私生活から地域と交流し関係性を構築することで定住を図る。これにより、持続可能な農業の展開と新たな産業確立による雇用創出に取組むことで、転入人口を過去3年間(H28～H30年度)の856人(285.3人)から(R3～5年度)の転入人口目標を861人(287人/年)とし、町の定住人口の増加(1.7人/年)を目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

美浜町は、福井県の南西部に位置し、東西約19km、南北約27km、総面積152.35km<sup>2</sup>の広がりを持つ町で、東は敦賀市、西は若狭町、南は滋賀県高島市、北は若狭湾に面している。南に標高900m前後の山地を控え、町域の約8割を占める豊かな森林から流れる耳川の流域にのどかな田園風景が広がり、北は若狭湾国定公園である若狭湾に接し、東の敦賀半島には日本の水浴場八十八選にも選ばれた「水晶浜」、西は「名勝三方五湖」で知られる久々子湖、日向湖があり、海・山・川・湖の変化に富んだ自然景観に恵まれている。

本町の農業は、その豊かな自然環境や地域の資源、技術を活かしながら展開してきた。圃場整備が進んだ田の条件を活かして水稲や大麦を中心とした生産が行われるとともに、その他にも飼料作物、黒エダマメ、白ネギ、トマト、キャベツ、サツマイモ、大豆、大根など、多くの品目が栽培されている。小規模とはいえ、ウメやブドウなどの果樹生産に取り組む農家もみられる。戸数は僅かなものの酪農を営む農家もあり、大規模な堆肥化施設が整備され、畜産業で発生する家畜糞尿を利用して堆肥を生産し、それを農地に散布して土壌改良に利用している。近年では、「若狭美浜はあとふる体験」の取組みにより、農業はもちろん、漁業や里山・森林の資源を活かした豊富なメニューの農林漁業体験を実施し、町外の子ども若者たちとの都市農村交流事業が一定の広がりを示している。

### 現状と課題

本町の農業における課題の一つに、農業従事者の高齢化や後継者不足がある。農業就業者が減少する中で、効率的かつ安定的な経営体への発展を目指して、認定農業者をはじめ、地域農業の中心的役割を担う農業者を育成・確保することが重要な課題となっている。しかしながら、町内の認定農業者においては、米価の下落等による収入の減少や生産コストの増加、労働力不足等が原因となり、経営面積や雇用の規模拡大、園芸導入や6次産業化等の経営の多角化を進めることが困難となっている。また、町の特徴として水田農業が中心であったため水稲農家が多く、園芸・果樹農家が少ないため、園芸・果樹振興の推進が遅れている。

そのため、新規就農者の育成・確保及び農業活動に対する支援等を行うため、農業に必要な知識を習得できる研修施設および定着のための園芸用ハウスを整備する必要がある。

### 今後の展開方向等(※4)

農業者の育成・確保を図るため、農業研修生が営農に必要な知識を習得する体制を構築することが重要である。については、福井県をはじめ各関係機関と連携を図りながら、農業研修の拠点施設を整備し、指導・支援を行う。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
美浜町	美浜地区	新規就農者等技術者習得管理施設(⑱新規就農者等技術習得管理施設)	美浜町	有	イ	
美浜町	美浜地区	生産機械施設(⑬高生産性農業用機械施設)	福井県農協	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

地域で育てる園芸人材サポート事業
------------------

### 3 活性化計画の区域(※1)

美浜地区(福井県美浜町)	区域面積(※2)	1,434ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 区域面積約1,434haのうち、農地面積は576haで約40%を占め、世帯数2,713戸のうち、農家戸数が464戸で、約17%が農業従事者であり、また、本町最大の平野区部で圃場区画が整備されていることから、農業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 町の人口は、平成26年4月(10,183人)が平成28年4月(9,933人)と1万人を割り込み、平成31年4月では9,459人となっている。農業就業者の平均年齢も平成12年(63.1歳)が平成27年(67.3歳)と高齢化が進んでいる。このことから新規就農者を確保することにより、地域の持続可能な農業生産体制を確立するとともに、定住促進により集落機能の維持と活性化につなげたい。		
③法第3条第3号関係: 美浜町は非線引き都市計画であり、市街化区域の指定はない。 なお、市街地も形成していない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

「事業計画終了翌年度から3年間取組期間とし、令和6年度に美浜町産業振興課が目標の達成状況を検証し、第三者の意見を踏まえて事後評価報告を提出する。